

二次健康診断等給付のご案内

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のものにおいて脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、労災保険給付により二次健康診断を無料で受診頂けます。

具体的には定期健診等で4項目(血圧・血中脂質・血糖・BMI)全て異常所見に該当した方は下記二次健診が受診可能です。

別紙労災二次健診対象者一覧表には、4項目全て該当した方をリストアップしています。

《二次健診受診可能な方》

※下記4項目全てに異常所見のある方

◎血圧測定

最高血圧140以上または最低血圧90以上

◎血中脂質検査

LDLコレステロール 140mg/dl以上、

HDLコレステロール 39mg/dl以下、

中性脂肪 150mg/dl以上のいずれか1つ

◎血糖検査

空腹時血糖 100mg/dl以上、

HbA1c 5.6%以上のいずれか

◎腹囲またはBMI(肥満度)の測定

腹囲＝男性は85cm以上、女性は90cm以上

又はBMIが25.0以上

《二次健診の内容》

- ・空腹時の血中脂質検査
- ・空腹時の血糖検査
- ・HbA1cの検査
- ・心臓超音波検査
- ・頸部超音波検査
- ・微量アルブミン尿検査

《特定保健指導》

- ・生活指導
- ・栄養指導
- ・運動指導

詳しくは
『兵庫労働局』の
ホームページを
ご参照下さい。

ホームページ内の『各種法令・制度・手続き』から

●労災保険について ⇒ ●二次健康診断等給付の概要 を
ご確認ください。

兵庫県内の実施可能医療機関リストや給付請求書の記載方法、
その他詳細が載っています！

【注意事項】

- ・上記4項目を満たしている場合でも対象外となる場合があります。
- ・給付に関しましては二次健康診断等給付請求書が必要となります。
- ・給付は年1回のみ可能です。(健康診断受診日から3ヶ月以内に請求しなければなりません)